

記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。
なお、提出部数については2部とする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

3. 写真撮影にあたっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6 cm×11.2 cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(ナラ枯れ防除)

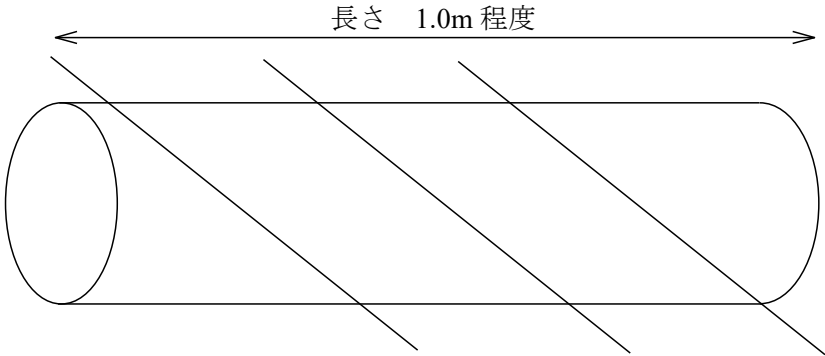
伐倒くん蒸作業仕様書

1. 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
2. 本作業の区域は別紙図面のとおりであり、該当立木(駆除対象木)については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部にビニールテープで鉢巻き標示しているので全て伐倒すること。止むを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
3. 該当立木(駆除対象木)を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
4. 伐点は地上高 30 cm以下とし、ツル等を切除して伐採断面を平滑にしたうえ、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること(別紙のとおり)。
5. 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
6. 枝条部分は、長さ 50 cm程度に切断し、幹とは別に集積すること(くん蒸は要しない)。
7. 伐倒した幹は、長さ 1.0m程度に切断し、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること(別紙のとおり)。
8. 切断した幹の集積に当たっては、被覆時に破れが生じないよう、端部を処理しておくとともに、切片もシート内に入るよう集積すること。また、地面に接する面を小さくし、くん蒸の効果が十分得られるよう、枕材を下部に入れること。なお、4で切除したツル等も併せてくん蒸すること。
9. 伐根及び集積した幹は、全体をシート(生分解性でガスバリア性が高いシートを使用することとする。)で覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなくカーバム剤の場合にあっては1m³当たり1ℓ、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては1m³当たり0.75ℓを上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。
10. シートの継ぎ足しはしないこと。また、被覆時に万が一破れが生じた場合には、耐久性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
11. 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
12. 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。
13. 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
14. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。
15. 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
16. この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

別紙

切れ込みの深さは 5 cm 程度

丸太

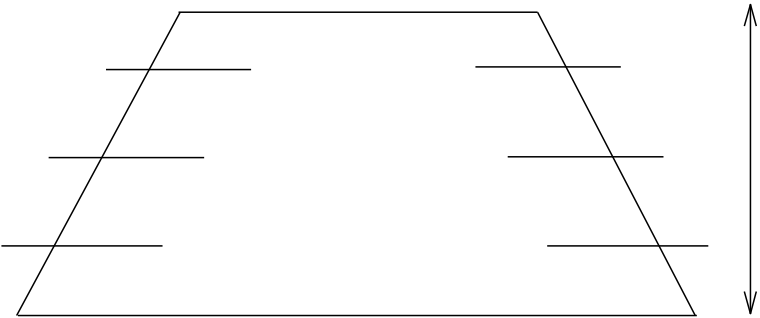


切れ込みは末口 30 cm までは斜めに片側 3 箇所
末口 30 cm 以上は両側 3 箇所ずつ

伐根部

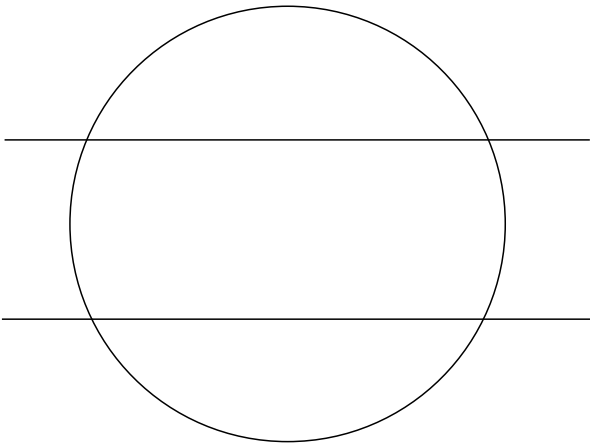
側面図

高さ 30 cm 以下



左右 3 箇所ずつ

平面図



上部 2 箇所

(ナラ枯れ防除)

薬剤注入作業仕様書

(区域の表示)

- 1 作業地の区域は、別紙図面のとおりであるが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

(該当立木の表示)

- 2 処理すべき立木は、別紙数量内訳書のとおりであり、胸高部にビニールテープで鉢巻き標示しているので、全て処理すること。

(使用薬剤の種類)

- 3 薬剤は「カーバム剤」又は「カーバムナトリウム塩液剤」を使用し、使用上の注意事項を遵守すること。

(作業中の表示)

- 4 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者(関係者以外)が作業箇所近づかないよう等周知すること。

(薬剤注入孔の穿孔)

- 5 地上から 1.5m までの高さに穿孔するが、原則地上 0～0.5m は 10 cm 千鳥、0.5～1.5m は 20 cm 千鳥にドリルで 45° の角度で穿孔すること。ドリル径 10mm、穿孔深は 25mm とする。

(薬剤の注入等)

- 6 穿孔箇所にノズルを確実に差し込み、下の穴から順に薬剤が溢れる寸前(薬剤量約 2ml/孔)まで注入すること。

(作業終了後の空容器の回収・処理)

- 7 作業終了に際しては、空容器の回収・廃棄処理を請負者において適正に行うこと。

(安全対策)

- 8 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。

(その他)

- 9 この仕様書によりがたい場合は、または明記していない事項で必要がある時は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(ナラ枯れ防除)

薬剤仕様書

1 作業名 ナラ枯れ防除事業(伐倒くん蒸)

2 指定薬剤

① 農林水産省農薬登録済であること。

② 農薬の種類、有効成分、1 m³ 当たり使用量

カーバム剤(N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50.0%)

被覆内容積 1 m³ 当たり 1,000ml

又は

カーバムナトリウム塩液剤(ナトリウム=メチルジチオカルバマート 42.0%)

被覆内容積 1 m³ 当たり 750ml

③ 人畜毒性：普通物

④ 適用木名：ナラ伐倒木

⑤ 適用害虫名：カシノナガキクイムシ

3 くん蒸箇所 別添図面参照

4 その他

① 特記仕様書のとおり

② 使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

(ナラ枯れ防除)

薬剤仕様書

1 作業名 ナラ枯れ防除事業(薬剤注入)

2 指定薬剤

①農林水産省農薬登録済であること。

②農薬の種類、有効成分、1 樹当たり使用量

カーバム剤(N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50.0%)

1 樹当たり {胸高直径(cm)} × {原液 12mℓ}

又は

カーバムナトリウム塩液剤(ナトリウム=メチルジチオカルバマー ト 42.0%)

1 樹当たり {胸高直径(cm)} × {原液 8 mℓ}

③人畜毒性：普通物

④適用木名：ナラ枯損木

⑤適用害虫名：カシノナガキクイムシ

3 くん蒸箇所 別添図面参照

4 その他

①特記仕様書のとおり

②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。